

## 平成26年第4回笠松町議会定例会会議録（第2号）

平成26年12月15日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

### 応招議員

議 長	8番	安 田 敏 雄
副 議 長	3番	伊 藤 功
議 員	1番	尾 関 俊 治
〃	2番	古 田 聖 人
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

### 不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

### 出席議員

応招議員に同じ

### 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
会 計 管 理 者	杉 山 佐 都 美
総 務 部 長 兼 教 育 文 化 部 長	大 橋 雅 文

企画環境経済部長 兼住民福祉部長	岩越誠
建設水道部長 兼技監	奥村智彦
総務課長	村井隆文
環境経済課長	平岩敬康
福祉健康課長	浅野薫夫
子育て支援 センター所長	森宏子
学校給食センター 所長	田中幸治

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	堀康男
書記	笠原誠
主任	亀井昭宏

1. 議事日程（第2号）

平成26年12月15日（月曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（安田敏雄君） ただいまの出席議員は10名で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり決めました。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（安田敏雄君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回の質問は、次期ごみ焼却施設についてと笠松ブランドについての2点であります。

それでは、次期ごみ焼却施設について質問させていただきます。

平成23年3月、岐阜羽島衛生施設組合の焼却施設の稼働が周辺自治会との覚書により停止されることになっておりましたが、次期処理施設建設のめどが立たないことから、平成28年3月まで稼働を延長しております。

延長した理由として、羽島市内の候補地との交渉がはかどらないことであり、いまだ解決のめどが立っておりません。

この次期ごみ焼却施設については、過去の議会でも他の議員から何度も質問され、その都度、状況を町長が答弁されておりましたが、一向に前進する気配がありません。

そんな中、10月に行われた岐阜羽島衛生施設組合議会において、次期ごみ焼却施設の候補地を新たに羽島市内で公募により選定すると新聞報道されておりました。私ども笠松町議会では組合議会の内容を聞いておりませんし、町から説明もされておきませんので、新聞の報道しかその情報がありません。笠松町にとって大変重要な問題であり、町民の不安も事実であります。

そこで、町長にお尋ねします。

まず最初に、衛生施設組合議会での審議内容について、その議会後、笠松町議会に対して状況報告をしなかったのはなぜですか。

次に、衛生施設組合議会での審議で、羽島市内の他の自治会から公募するとの報道ですが、既にタイムリミットも来ており、一日も早い候補地選定をしなければなりません。羽島市はそのタイムスケジュールを公言されましたか、お尋ねをします。

次に、平成28年4月以降は現施設の稼働ができませんので、その対策として、県外の民間施設へ搬入することは全協でお聞きしておりますが、岐南町のごみ収集業者敷地内で積みかえ施設を建設して、県外へ搬入することとなっております。

全協での説明時に、積みかえ施設周辺の住民に対して説明すると言われておりましたが、それに対しては、どうなったのか、お答えください。

また、県外の民間業者へ依頼するなら、当然のごとく契約書を取り交わすこととなりますが、契約内容、例えば搬入期間や重量、金額等を含めて契約したのか、これからするのかについてもお答えください。

次に、笠松ブランドについてお尋ねをいたします。

笠松町の歴史は、戦国時代、1600年の関ヶ原の戦いで、その前哨戦として米野の戦いもありましたが、私は歴史学者ではありませんので、それ以前のことはよくわかりません。1586年と聞いておりますが、木曾川が大洪水により今の流域に変わって、それにより船による物流で栄えた町であります。面積は岐阜県内で3番目に小さいことから、産業面でも大きな企業が少なく、農業面積も少ない土地柄です。

こうした歴史や地理的状況から、笠松町のブランド品をつくって全国に発信していくことで、笠松町の元気をアピールするため、平成19年度にブランド委員会を設置し、20年度からその活動が始まり、5年間で商品化していく計画でありました。

平成24年度でそのブランド委員会は任期を満了し解散しましたが、それから間もなく2年が経過しようとしております。ブランド委員会でいろいろなことが調査・研究されたと報告されておりますが、いまだにブランド商品となり得るものがありません。

そこで、町長にお尋ねします。

まず最初に、ブランド商品に対して、現在、どのような展開がなされておるのか、お答えください。

次に、平成22年6月の議会でこのことについて一般質問させていただきましたが、その折に、笠松町には既に町外へも浸透している商品が、例えば太田屋の志古羅ん、兆司家のういろ、菓子組合のみそぎ餅、安田屋のみそ鍋などがありますが、これらは笠松ブランドとなり得るのかとお尋ねしましたが、ブランド委員会で検討することは目的が異なるので、別の組織で検討してみたいと答弁されております。これについては検討されたのか。されたとするならば、どのような展開を考えておられるのか、お答えください。

平成22年6月の議会でも述べましたが、ブランド商品とは、食べ物だけではなく、笠松町が他の自治体や住民に対して誇りが持てるものでありますので、その方面もあわせて検討していただきたいと思いますが、これに対して、どのような考えをお持ちなのか、お答えください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（安田敏雄君） 伏屋隆男議員の答弁をお願いいたします。

広江正明町長。

○町長（広江正明君） それでは、伏屋議員さんからの質問にお答えしたいと思いますが、まず

第1に、次期ごみ処理施設の建設問題の中で、第1点目に、議会に対する報告についての御質問でありましたが、このごみ処理施設に関する議会に関しては、私と副町長と議長が出席した組合議会においてこの審議等は行っておりませんが、羽島市長から、今の処理場のことについての現状の事態を打開する事前の方策として、いわゆる現計画地とは別に、羽島市内で新たな候補地を探し始めるという報告がありました。これは、現計画地を断念したというわけではなくて、都市計画決定はそのまま変更せずに残しておいて、そしてまた現計画地と並行して進めていく方針が確認をされたことであります。

この会議の終了後、組合の管理者である岐阜市長が、まず羽島市の努力を見守って、組合として必要な支援をしていこうというコメントをされました。

今後の進め方としては、まず羽島市内で今検討されておりますので、この詳細が決定したら、また御報告をしたいと思います。ただ、この11月28日に議会が行われた際、羽島市長の記者発表の内容などを御報告する機会を逸したことはおわびを申し上げたいと思います。

それから、また羽島市の建設についてのタイムスケジュールの公言についての御質問であります。羽島市長は11月27日に建設候補地の募集について、いわゆる報道記者発表をされました。このときの内容は、応募条件として、羽島市内におおむね3ヘクタールの用地が確保できて、そしてまた地権者全員の同意が得られることや、あるいは地元の地域の同意が得られることを条件として上げられております。

応募期間は平成27年の1月5日から3月31日までとされておりますが、当然応募の書類の提出先というのは羽島の市役所であります。応募期間終了後というのは、岐阜羽島衛生施設組合で候補地の選定委員会を設置して、そして最終的に、現計画地と新たに公募して出てきた計画地を比較して最終決定をするということになっておりますが、この決定時期については、現在まだ組合で検討中でありますから、時期的なスケジュールはまだでき上ってはおられません。

なお、この募集の方法としては、「広報はしま」の12月号に建設候補地の募集チラシの折り込み、12月1日から、それと、羽島のホームページに記載をされておりますので、「広報はしま」で配付された募集チラシに対しては、後ほど議員の皆さんにお配りをさせていただきたいと思っております。

そして、今度は、新しい施設ができるまでの羽島郡の2町の積みかえ施設についての御質問であります。現在計画されておりますこの積みかえ施設の積みかえ方式というのは、以前皆さんに御説明したとおり、段差ホップ式を採用する予定であります。この方式というのは、県の廃棄物の対策課にも確認をさせていただきましたが、法的には周辺住民の皆さんの同意を得る必要がある施設ではありません。積みかえは、我々は建屋内で行って、そしてまた特に臭気対策、においの対策として活性炭の脱臭装置や、もう1つ、消臭剤の噴霧装置や、そしてまたエアカーテンも設置をして、それ以外にも交通安全や、あるいは振動や騒音対策に対し

でも十分配慮した施設になるように、設置事業者には私どもと岐南町とともに指導して進めさせていただいております。

また、この設置自体は委託事業者によるものでありますので、事業者により積みかえ施設に隣接する方々には説明済みであると聞いております。

また、6月26日開催の私どもの笠松町のごみ減量推進員の会議において、ごみの積みかえ施設について、議会の全員協議会で皆さんに御説明したことと同様の内容を説明させていただきましたが、地元の円城寺地域の町内会長さんと推進員の皆さんを初め、地域の町内会長さんなどからも特に御意見はございませんでした。また、「広報かさまつ」の10月号においても、平成28年度以降の可燃ごみの処理方法について掲載をいたしましたところ、御意見はいろいろまだ伺ってはおりません。

平成28年度以降は、積みかえて、県外民間ごみ処理施設にて処理せざるを得ない状況でありますので、環境には配慮しながら、ごみ処理が滞ることのないように事業を進めさせていただきたいと思っております。

その県外の民間ごみ処理事業者との契約についてのお尋ねであります。民間ごみ処理業者と契約を交わすためには、それ以前に地元の自治体との事前協議を行って、審査をされて、その結果、協議が整った場合にのみ搬入手続が許されるという仕組みになっております。ですから、そのため、現在はまず事前協議のための打ち合わせを進めている段階であります。そういう段階の中で民間事業者と契約を行うということはできませんので、そういうことは行っておりません。なお、事前協議を少しでも早く前倒しをしてできないかという打診をさせていただきましたが、地元自治体が、いわゆる私ども笠松町のためにみずからのスケジュールを変更するということはできないという旨の回答はいただいております。ただし、複数の民間ごみ処理事業者と、あるいは搬入量や金額についての検討は私どもで今行っておりますので、今後、事前協議結果を含めて、最適な方法で結論を出していきたいと考えております。

次に、2点目のブランド商品に対しての御質問で、現在どのような展開をしているのかという御質問であります。

ブランド検討委員会から報告のあった農産物のブランドのイチジクにつきましては、生産者で組織をされている笠松町のイチジク部会において毎年2回ほどの研修会を実施して、品質のよいイチジクの生産に向けて努力をしておられます。そしてまた、これには町の職員も参加するなど、町としても側面的な協力をさせていただいております。

現在は、生産者において、JAぎふを通じて、おんさい広場や、あるいは小売業者へ出荷するほか、ジャムに加工して、ホテルへ販売等をしている状況であります。全体的にはまだまだ商業ベースとして成り立つ水準の商品販売に至っているとは言いがたい状況ではありますが、ブランド委員会としては、イチジクの産地化による関連商品がスタートされたこともありますの

で、平成25年3月にその活動を総括して、町へ報告をされました。町としては、関係団体のこの機運の熟成推移を見守っている段階であります。

次に、このブランド委員会とは別の組織で検討してみたいと言ったが、どのような検討をしているのかという御質問であります。平成22年の第2回の定例会にて、ブランド委員会での方向性について、委員会から出された商品と、既に町外へも浸透している商品についても再検討しながら、笠松ブランドとして発信していくことについて、その発信方法を含めて検討していきたい旨の答弁をさせていただきましたが、その後、現在、ブランド委員会で検討したイチジクそのものがようやく今申し上げたように流通ルートに乗り始めたところであり、そして、その商品流通が一定程度見込まれるようになり、またそこへブランド名の力が加わることで、さらにその効果が期待できる段階で、全体を通じて、議員の御指摘のような組織の設置を考えていきたいと思っております。

そして、最後に、今後の対応の中で、ブランドとは、いわゆる食べ物だけではなくて、笠松町が他の自治体や、あるいは住民に対して誇りが持てるものであるとの考え方に対しては私も同感であります。ですから、そういう中で、笠松ブランドの検討委員会の設立目的は、いわゆる生産者や、あるいは加工業者の方や、あるいは流通関係者の方や、そしてまた消費者の方などの各分野にかかわる方々が一体となって笠松ブランドづくりを行うことによって、町の産業の振興に貢献するということを目的に設置をされたものでありましたから、そういう中で、地域に眠る資源を活用するブランドとして、全てを対象にすることはやはり認定制度になじまないものがありますので、例えばまちづくりの分野では、ブランドの名称を使用することなく、独自に異なる手法によって各種事業が展開をされているところであり、このことは、他の人が評価や、あるいは吟味することによって結果的にブランドとなっていくものだと考えております。そういうような流れの中で、今いろいろ検討をしながらブランドづくりについての対応を進めさせていただいております。

〔6番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） ありがとうございます。

それでは、次期ごみ焼却施設について、再度質問させていただきますが、10月の組合議会での報告についてはおわびをするということでしたので、それについては再度申しませんが、その次の件ですね。タイムスケジュールを議会の中で羽島市長が公言したのかということをお尋ねしますが、今の町長の答弁では、どうもそのときは話をされてないみたいな話ですね。

11月27日の日に市長が記者会見で、1月5日から3月31日までの期間で公募するということが、それも私どもは新聞で知っただけですね。恐らく町長さんここに羽島の市長さんから話があったのかどうか、それはわかりませんが、私どもとしては、先ほど言いましたように、

焼却施設の建設は一日も早くやらないかんということで、その間の県外へ持っていく分についてはやむを得ないんですが、本来であれば自分の施設でゴミ焼却をすべきである。そういうことから、一日も早い建設を望むわけですので、当然ながら、羽島市が今会場を設定しようとするならば、いついつまでに公募しますとかというタイムスケジュールを議会の中で話すべきではなかったのかというふうに思いますが、今の町長さんの答弁ですと、その話はなかったようですけども、なかったとするならば、町長という立場から、そこでなぜ聞かなかったのかということをお尋ねしたいんですが、羽島市長に対して、そのことを質問しなかったのかということについてお尋ねしたいんですが。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、説明したとおり、羽島市は、今の建設予定地は6年、7年かかっているいろいろ対応したけど、頓挫して進まない。じゃあ、そのまま、もっと候補地を何とかしようということでやるのか、あるいはそこも含めて、羽島市が責任を持ってゴミ焼却場の建設用地を確保する責任の上でどうしようかということの中で、1月5日から3月31日まで、とにかく羽島市内で公募しながら候補地を見つける努力をしますという報告なんです。ですから、公募形式で出てくる候補地が果たして1カ所なのか、2カ所なのか、あるのかないのかということもまだ我々もわかりませんし、羽島市自身もそういう対応をして、公募したことでありますから、候補地が出てきて、今の予定地と比較をしてどうしようかということになるのか、全く出てこなかったの、候補地をなしにして、今のところを徹底的にやるのか、その判断はやはり羽島市が最終的には持って、我々のところへ報告があると思います。

そういう中で、やはり3月31日まで出るか出ないかわからない候補地のものに対して、タイムスケジュールを我々で決めるわけにはまいりませんし、例えば出てきたとしたら、どちらがいいのかということ、今度は我々の組合の検討委員会を設立して、その中で、いろいろ条件を出した上で比較検討するという作業がこれから始まることでありますから、そういう意味で、大変申しわけないですが、何月何日までに検討委員会をやって、何月何日に結論を出してということは、候補地が出てくる出てこないことも含めて、まだ仮定の話でありますから、そういうスケジュールがまだできなかったことは事実であります。ただ、出てきたときには、今度は今言われたような具体的なスケジュールを今度は組合でいろいろ検討して進めていく。それが今の段階での進め方ではないかと思っています。

〔6番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 私が聞いたのと、町長さんが答えられたのはちょっと意味が違うんですけども、その組合議会の中で、羽島市が新たに他の候補地を公募するということを言われたんですね。それが新聞に載ったんですね。そのときに、1月5日から3月31日までの間、公募

期間をこういうふうにしますということも言われたんですか。それは後で言われたわけでしょう。そのことを言っているわけです。組合議会の中で他の候補地を公募しますということを羽島市長が言われたということは新聞に載ったわけですね。それを組合議会としては承認したということで、これは私どもも新聞情報で知っているんですが、そのときにタイムスケジュールを、いついつまでに公募しますと。例えば3月31日を期限として公募しますからということと言われたのかどうかということを確認したかったんです。そのときに言われてないならば、笠松町長として、そのことを追及しなかったのかということを知りたいんです。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） これは追及とか質問とかいうことではなくて、議会の中での審議じゃありませんから、羽島市長としての報告があった内容は、今までは城屋敷の候補地1点でやってきたことに関して、なかなか長い時間解決できなかったことに関しては大変申しわけないというおわびが初めにありました。羽島市として、責任を持って、次期候補地を選ぶ責任の上から、今までは1カ所だけでこういうことをやっておりましたが、これだけでやる方法ではなくて、新たに私ども羽島市の中で、こことは別の候補地をいろいろ募集も含めて考えさせていただきたいという、ある意味での方向転換の報告とお願いがあったわけです。そのときには、まだ何月何日までにやるのどのようということではなくて、全く一つの手法から、新たな手法を生み出す方向転換を認めてくださいという部分での報告とお話でありましたから、そのときには、私どもも、管理者である岐阜市長も全てそこにおった中で、そういう方向転換に関しては見守りましょうということで、その後、申しあげましたように、岐阜市長の記者会見でのコメントにも、申しあげたとおり、まず羽島市のそういう努力を見守って、今の推移を確認していこうという、管理者のコメントもそれだけでありましたが、手法を転換することをそこでまず認めたというのが大きなそこでの流れでありましたから、その後、そのことに関して、羽島市長が羽島市独自にいろいろ計画をされて、練られて、審議をされて、いわゆる1月5日から3月31日までの間に公募して、やらせていただく方法をとらせていただきますということを後ほど発表されたわけです。その発表に関して、あったことを議会の皆さんに、こういう発表がありましたよということの御報告をしなかったことに関しては、私が初め申しあげたようにおわびを申しあげておるわけです。議会での報告と内容はそういうことでありますから、そのときに日にちをどうのこうのということ、私どもも岐阜市長もそのときに詰める話ではなくて、今申しあげたように、方向転換をそこで認めたことの意味がそこにあったことだけは御理解いただいて、時間の推移を御理解いただきたいと思います。

〔6番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 済んだことですので、今さら追及してもあれなんですけれども、本来な

らば、町長さん、十分わかってみえると思うんです。28年の3月が迫ってきているんですね。4月からは他県へ持っていかないかんわけですからね。そうなれば、経費としても余分にかかるわけですので、一日も早い建設が望まれるわけですので、いついつまでに候補地を選定させていただきますと。羽島市としてはそういうふうと考えておりますというものを引き出すべきではなかったかなということを私は思いますが、それに対する答弁はいいんですけれども、そうしますと、一応最初の答弁の中で、11月27日の日に記者会見をされて、羽島市長が1月5日から3月31日まで公募期間を決めたということなんです、記者会見する前に町長さんのほうに羽島市長のほうから、こうやって記者会見をするよという報告はあったんですか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 1月5日から3月31日までの公募期間という報告が私どもに事前にあったわけではありませんけど、いわゆる議会の中の報告で、今申し上げたとおり、方向転換をして、公募にする。今のところと別の候補地もやらせていただくという大まかの対応はそこで認めていますから、後は期間を決めて、羽島市がどういうふうにするかということは、それは羽島市の問題として解決をされたことだと思いますから、これはこれで我々も認めて、この体制の中で次の段階へどういうふうに移行できるかということは、決まった中で組合として対応することですから、そういうことを踏まえて進めていくことだと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 羽島市長も、そうやって、他の候補地を公募するというで組合議会の承認を得た。方向転換したということであるならば、記者会見をやるならば新聞に載るわけですよ。そのことは、やっぱりあらかじめ関係の首長のほうにも報告すべきだというふうには思うんですけどね。町長さんも新聞を見て初めてわかったということですね。私らと同じ立場ですわね。それまで情報がないということ。それも何かおかしい話だと思うんです。首長さんには連絡すべきだと思うんです。こうやって新聞発表するよということだと私は思うんですが、それをとやかく言っても仕方がありませんので、私の思いだけ言っておきます。

それから、次の積みかえ施設ですね。全協で私どもも説明を聞いておるんですが、同意を得る必要はないということでしたので、それはいいんですけれども、ただ、周辺住民には業者のほうから説明されたということなんですけれども、それで、周辺住民の皆さんからは何の問題も出てこなかったということで解釈をしてよろしいでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

事業者のほうから、特に問題となるような話はないというふう聞いております。

〔6番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） それならいいんですけども、いざ事業が始まって、周辺の住民がむしろ旗みたいなもの上げられてはかありませんので、それを心配してのことなんですけど、そういうことで進めていただければ結構なんですけど。

それから、この件に関する最後の質問で、契約関係ですね。県外の施設に搬入するについては、地元自治体との合意が必要だということなんですけども、それから数量だとか、期間だということを検討しながら話し合っていくということを説明されたんですけど、笠松町としては、業者も含めて、県外の施設に、次期ごみ焼却施設がいつできるかわかりませんので、どういう契約方法でいくのか。例えば1年単位でいくのか、めどが立った時点で終了させていただくという契約でいくのか。それと、数量ですね。どのぐらいの量を持っていくのか。それも、施設のある自治体の了解をとらないかんのではないかなということ思うんですけども、余り量が多くては向こうも拒否されるかもしれませんけれども、その辺の、今、笠松町として考えているめどとといいますか、それについて、ちょっと説明をお願いしたいんですけど。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

事前協議は基本的には毎年行う。要するに契約そのものは毎年行われるという形になるのが基本なんですけども、数量とか、その他の面に関しましては、現在打ち合わせの中で、当町のごみの総量というのは見込みが立っておりますので、その辺のところでは打ち合わせしている段階ということになります。

〔6番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） そうしますと、笠松町の思いと、それから岐南町も同じ施設に持っていくわけですね。岐南町の民間業者の施設で積みかえをして、そこから持っていくわけなんですけど、今、事前協議の中で、数量的に問題が起こっておるようなことはないんですか。例えばこちらの要求を100%向こうが受け入れていただけるということで理解をしていいのか、向こうから、毎日これだけの量しかだめですよという制限があるのかどうか、その辺はどうですか。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） お答えします。

現在のところ、県外の民間施設、複数考えておまして、その中で十分私どものごみの総量は処理できるというふうに見込んでおります。

〔6番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） ありがとうございます。

それでは、ごみ施設につきましては質問を終わりました、どんどん進めていただきたいというふうに思います。

次に、ブランド品の件なんです、イチジク部会のほうで今新たな展開が、現品を出荷したり、ジャムに加工したりということによってやっておるといことなんですけれども、イチジク関係がブランド化して行って、それから、ほかのものもブランド品として考えていくというようなふうに、町長、答えられたというふうに私は理解しているんですけれども、逆に、例えば笠松ブランドとして認定するような制度を設けて、その中に、例えばイチジクの製品が後から入ってくるということでもいいんじゃないかなということなんです。先ほども申しましたように、笠松ではもう既に有名なものもありますし、それと、食べ物以外でも、例えば笠松ブランドと言うならば、今、町長さんが推進されました道徳のまちづくりですね。これも笠松ブランドとして認定できるんじゃないかというふうに思います。ですから、そういったものも含めて、まずブランド認定制度みたいなものをつくって、その中に入れておいて、それで、新たなものをどんどんまた追加で入れていくというふうにしたらどうかと思うんですが、町長さんの考え方はどうですか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 初めに答弁させていただいたように、ブランド委員会を設けさせていただいて、5年間かかって、その委員会でそれぞれの部門の皆さんと一緒に集まった中で検討されたのがこれです。今言われるように、いわゆる笠松ブランドとして、こういうものだけではなくて、道徳のまちづくりなり、あるいは蹄鉄クッキーなり、あるいは志古羅んなり、いろいろ今まで、笠松のブランドではないんですが、笠松のものとして売り出しているものがある。結果的にこれは笠松らしいものなんだねえということで、笠松ブランドとして売り出すことは、先方の答弁でも申し上げたように、我々はそういうことが醸成されていけば、そういう中で多く伝わるんじゃないかと思います。オグリキャップもそうなんです。これは笠松がどうのこうのじゃないんですけど、やはり笠松競馬で育って活躍したオグリキャップというのは笠松のブランドやということは我々が自負して言えることでありますが、対外的に、それがそうなんだよねと認めるためには、それなりのやっぱり土台づくりは権威がないとやっぱりだめですので、ただ勝手に我々が持つて持ったものが、はい、笠松ブランドですなんていって外へ出しても、それは何の権威も効果もないことですから、何か権威がある方やものがそういうものを指定してくれるか、あるいは今申し上げたように、志古羅んのように、50年、100年、200年の歴史を持ったお菓子として出すことがやはりブランドとして通用していくのかという、大きな一つの取りかかりのものがやっぱりあると思いますから、ただただ我々の自己満足で、これは笠松ブランドですと言っても、これはやっぱり、言えることは言えるんですが、本当のブランドとして対外的に認めてくれるかということに関してはやっぱり難しい部分があ

りますから、今言われた意味、気持ちはよくわかりますし、我々もそういうことを発信していきたいという気持ちでおりますから、こういう中でつくった一つに鮎燦々というのもあるんですね。それは、笠松のお米でつくって、アユをとということでやったのも、今売り出し中ではありますが、これもまだブランドとして、果たして認めていただいたり、発信できるかと言えば、そういう土台づくりがまだ今やりかけているところですので、そういう気持ちも含めて、ぜひいろんなブランドを発信できる何かの権威がないとだめだと思います。我々が議会の皆さんと一緒にやってつくった道徳のまちづくりというのは、これは全国で見ても条例化されているところがなければ、本当に今言われたような特徴を持って言えるんですが、ただ我々が言うだけで、果たして皆さんがブランドとして認めてくれるかといったら、そういうものではありませんから、道徳のまちづくりとして、こういう実績があつて、こういうことをやって、こういう町なんですということが言えるようになったときに、初めて言える部分がありますから、そういう努力をこれからしていくことは大事だと思いますから、ぜひまたそういう御意見をいただきながら、進めていきたいと思っております。

〔6番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） それで、今、そういう土台づくりだということをおっしゃるんですけども、一つの考え方というんですか、方向として、先行してそれをやっちゃって、評価はほかの人がするわけですので、自己満足でやってもいいのではないかなということなんです。それをどんどんやっていくうちに、そういう評価をしていくと、ほかの人たちがね。ということになるやり方もあると思うんですね。例えば笠松のふるさと納税というんですか、応援協力をいただいている方々に、笠松ブランドでこういうものがありますよという紹介をしてやれば、ことしは1万人ぐらいの方が応募されてくるんじゃないかということ予測されてますよね。そうすると、その1万人の方々に笠松ブランド、今、26の商品をその中で紹介しているんですけども、笠松ブランドとしてこういうものがありますよ。そういうものも紹介して、どんどん笠松町が発信していけば、自己満足だったものがブランド商品として認められていくというふうになる方法もありますので、土台づくりも必要ですけども、そういった方法も検討されてはどうですか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 伏屋議員の気持ちはよくわかりますし、我々も発信したい気持ちは同じでありますから、そういうことに関しては理解はしています。けど、今申し上げたように、そういうことをしっかり対外的に発信するためには、ここの土台や基礎、あるいはある程度の認知度がなければ、自己満足で言っているだけではやっぱりブランドになりませんので、そういうことを気をつけながら、今言われた全体的なブランドづくりを考えていきたいと思っております。

ます。決して否定することではありませんし、やりたい気持ちは一緒ではありますが、そのことはやっぱり慎重にきちっとやっていかないといけない部分もあると思います。それでないと、5年間かけて、ブランド委員会で一生懸命練っていただいた部分に対しても、やはり権威というものはやっぱりあると思いますから、そういうことも含めて対応は進めていきたいと思っています。決してやらないという意味じゃないですが、よく調査し、考え、対応をしていきたいということです。

〔「終わります」と6番議員の声あり〕

○議長（安田敏雄君） 5番 田島清美議員。

○5番（田島清美君） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問させていただきます。

岐阜県初、子宮頸がんHPV-DNA検査併用導入について質問します。HPVというのは、発がん性ヒトパピローマウイルスの略です。

日本における子宮頸がんのスクリーニング検査、いわゆる子宮頸がん検診については、細胞診検査、専門的にはパス検査が1960年代から始まっていますが、残念なことに、受診率に関しては、スクリーニング登録制度がないため正確な数字が不明です。1年間で受診率約25%、2年間で約35%というアンケート結果もあり、諸外国と比べて非常に低い水準となっています。

日本では、多くの子宮頸がん検診に携わる医療関係者の絶え間ない努力により細胞診断が確立され、今や海外に子宮頸がん検診を教えに行くような先進国であるにもかかわらず、肝心の検診受診率は20%台と、欧米の70%を超えるような状況とは大きく引き離されてしまっているのが現状のようです。

しかし、2011年に日本産婦人科医会が細胞診検査とHPV-DNA検査の併用に関するリコメンデーションを発表したことにより、状況が大きく変わりつつあるとのことです。

また、どのような検査を用いて子宮頸がん検診を行うかはおのおの自治体の判断となっています。ちなみにイギリスでは国営の医療システムがあり、国が責任を持って精度を上げること、検診受診率を上げることをリードしているとのことです。

先日、東京にある子宮頸がんを考える市民の会の働きかけによる、岐阜県の県市町村議員、役所、マスメディアの方対象の勉強会が医師会館にて主催され、行ってまいりました。お話を聞くと、岐阜県は他の県に比べおこなっているとのことで、岐阜県の産婦人科の先生方も声を上げ、この勉強会を後援され、自治医科大学の産科婦人科の鈴木光明教授を招かれたそうです。そして、「子宮頸がん検診、成功事例に学ぶ次世代の検診」のタイトルで、なぜ子宮頸がん対策がほかのがん対策より優先されるのか、HPV併用検診早期導入の意義について、講演を聞かせていただきました。

子宮頸がん予防の基礎知識としては、1. がんにしては珍しく、原因が解明されている。2. その原因は、発がん性ヒトパピローマウイルス（HPV）である。3. 女性の約8割は生涯に

一度は感染する。4. ほとんどのHPVは自己免疫力により排除される。HPV感染は病気ではない。5. 予防検診、細胞診プラスHPV検査で確実に発見、予防ができる。6. さらなる予防効果があるHPVワクチン接種が日本でも開始された。ただし、定期接種のまま、積極的な接種勧奨を差し控えている。それは2013年10月現在からです。

当町では、2年に1回、住民検診があります。検診自己負担金は、20歳から69歳が1,500円、70歳以上が400円です。細胞診の検査は約5,000円ぐらいかかりますので、住民にとってはありがたい事業であります。

そこで、当町の検診受診率はどのようなか、教えてください。なお、ワクチン接種の状況も教えてください。

今現在行われている細胞診検査は、デメリットとして、見逃しの危険性があるとも聞いています。HPV-DNA検査は感度があり、病変のない人も拾われるが、子宮頸がんの原因ウイルスの約100種ほどのHPVのうち、悪玉の16型、18型があるとわかれば予防もできるし、陰性・陰性の方であれば、アメリカでは5年受けなくてもよいと学会でも発表されていて、最初の検診代は高くても、5年受けなくてもよいなら、経費を長期的には削減できると考えますが、併用検診の導入のお考えはありませんか。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（安田敏雄君） 5番 田島議員の答弁を許します。

広江笠松町長。

○町長（広江正明君） それでは、田島議員さんからの質問にお答えします。

まず第1に、当町の検診受診率とワクチンの接種状況の御質問であります。この25年度の子宮頸がんの検診受診率というのは私どもでは27.0%で、ワクチンの接種率については12.8%であります。

その次に、併用検診の導入についての考え方に対するお答えであります。子宮頸がんの検診については、現在20歳以上の女性に対して2年に1度実施をして、21年度よりがん検診の無料クーポン券を配付する、いわゆるがん検診の推進事業を実施しておりますが、今年度にはまた過去に無料クーポン券の対象でありながら受診をしていない方に再度無料クーポン券を配付して、受診の勧奨をしております。さらには、年度途中で、まだ受診をしていない方に対して、再度受診勧奨のはがきを送付させていただいております。

現在、国においては、御質問の中でいろいろありましたHPVのDNA検査併用については、子宮頸がんの死亡率減少効果の有無を判断する証拠が不十分であるという考え方から、住民検診等では推奨しない見解ではあります。現在、子宮頸がん予防ワクチンの接種の積極的勧奨を差し控えていることや、あるいは日本産婦人科医会のがん対策委員会のHPV-DNA検査と細胞診を併用することによって高度病変の検出精度が飛躍的に向上するなどが期待されると

いう見解も考慮して、私どもは今後、先進的にやっておられる地域が近隣の県にありますから、そのこともよく調べさせていただいて、状況等を把握しながら、今度はこのことに関する調査や研究をして、考えていきたいと思っております。このことに関して、議員がいろいろ研修や勉強されたことに対して、私どもにも御意見をいただいたことをよく踏まえて、これからの調査・研究に入りたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 5番 田島議員。

○5番（田島清美君） ありがとうございます。

これから調査・研究をされるということなのですが、ワクチン接種は12.8%ということで、いろいろな問題があったんで、ワクチンの接種を控えられてみえると思うんですね。やはり子宮頸がん検診というのは、女性にとっては本当にやりたくないことなんですよ。2年に1回でも、本当は毎年やったほうがいいと思うんですけど。

結局私が言いたいのは、唯一このウイルスさえ調べれば、要するにこのウイルスがない人は5年受けなくてもいいということなんですよ。だから、ぜひ取り入れていただけないかという要望なんですけど、いろんなところを調べてやっているんですけど、これ、結局首長がやるかやらないかのあれでとまっちゃいますので、やっぱりこれから少子化対策、そして国保の削減ということでは、ぜひやっていただきたいと思うんですが、もう一度お考えをお聞かせください。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 議員が言われたことはよくわかりますし、私も今お話ししたのは、否定したわけではないんですが、愛知県や三重県や近隣の県の中で二、三カ所こういうことを実施してみえる市もあります。今、そのことも我々が調査をして、調べさせていただきました。いろんな成果や、あるいはいろんな財政的な面も含めて、そのことを検討して進めさせていただいております。ただ、今申し上げたように、細胞検診と同時にできることでありますから、ウイルスが見つかったことによって、それがどうかといえ、それががんではない部分もありますから、そういう状況の判断や報告に関するいろんな問題点もあると思います。こういうことを愛知県や、あるいは三重県や島根県等で行っている状況をよく調べさせていただいて、住民の皆さんが安心して検査をし、安心して結果等を受け入れて、対応できるようなことを考えないと、ただ検査をして、こうでしたということだけではやっぱり意味がありませんから、そのことも踏まえて、今申し上げたようにしっかり調査をし、研究をし、勉強して、またそのことに関する効果については御報告しながら、みんなで対応を考えていきたいという段階にあることだけは御理解をいただきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 5番 田島議員。

○5番（田島清美君） そういうふうに町長さんに言われましたら、もう私、何も言うことがなくなりますが、とにかく要望というか、早く岐阜県で、やっぱり2万2,000人の町だからこそできると思うんですね。これ、岐阜市にしてくれと言っても、40万人都市ではなかなか財政的なこととか難しいと思うんですけど、笠松町は2万2,000人で、本当に住みやすい町だなということをもっとPRするべきだと思いますし、福祉課の方々もこういった勉強会があったら、ぜひ積極的に参加していただきたいと思います。以上です。

○議長（安田敏雄君） この際、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

一般質問を続けます。

2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） 一般質問させていただきます。

師走も半ばを過ぎました。大変忙しい日々が続いておりますので、てきぱきと進めさせていただきたいと思います。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問いたします。

本日は、学校給食センターについてであります。

学校給食については、過去の一般質問でも取り上げさせていただきました。ただし、そのときは食育に果たす給食の役割やアレルギー対応などが中心で、給食センターの建てかえなどの問題や将来的な運営については深く立ち入りませんでした。しかし、現行の長池地内にある給食センターが築40年を超え、建物も設備も老朽化が顕著となるにつれ、耐震性にも不安が出てきています。

こうした中、先般の議員視察で長崎県大村市の学校給食センターを訪れました。最先端の施設に触れると、笠松町の給食センターの古さが一層際立ち、早急な改善が必要であるとの意を強くしました。

大村市のセンターは今年度にオープンしたばかりで、市内15小学校と5幼稚園に約7,000食の給食を提供しています。規模もさることながら、目をみはったのは、衛生面に配慮したドライシステムやパススルーの厨房機器を導入している点でした。

ドライシステムは、笠松町のセンターのように床が水浸しになるウエットシステムと比べ、細菌やカビの繁殖を抑制し、害虫の発生防止にも効果的、床からはね水による食品への食中毒菌の2次汚染を防げる、高温多湿の環境改善は調理人にとっても安全に作業できる、水の使用量を減らすことができるなど、多くのメリットがあります。

また、各部屋を壁やカウンターで仕切り、食品の流れを一方向にするパススルー方式の併用で、食品の衛生管理を二重三重で徹底しているという印象を受けました。

全国的にもドライシステムやパススルー方式を導入する施設がふえ続けている中で、笠松町でも真剣に検討すべき課題だと考えます。

そこで、町長にお尋ねします。

給食センターの建てかえ、あるいは大規模改修について、どのような計画やお考えをお持ちなのか。また、児童館や町民体育館など、ほかにも建てかえや改修を要するとされる施設がありますが、これらと比べ、給食センターの優先順位をどう位置づけておられるのでしょうか。さらに、現在のセンター方式から、各校の給食室で調理する自校方式に切りかえるという選択肢もあり得ると思いますが、それについての見解もお願いいたします。

次に、将来的な運営方法についてお尋ねします。

大村市の給食センターでは、施設の新設に伴い、調理及び配送業務を民間業者に委託しています。これにより、行政側の経費節減だけではなく、人事管理などの面においても負担軽減が図られたそうです。

こうした実績を見聞しますと、もし笠松町の給食センターが刷新された場合、民間委託も視野に入れるべきではないでしょうか。

また、同時に、笠松町においては、近隣市町との連携、協力体制の構築もメリットがあるように思います。というのも、笠松町のセンターで調理しているのは約2,200食、今後、少子化が進めば、減ることはあってもふえることはないでしょう。さらに、センターの実働稼働日は年間210ほどという実情を踏まえると、果たして高額な最新設備を一通りそろえても割に合うのかという疑問が湧いてまいります。

そこで、例えば岐南町や羽島市と同一の献立にして、分担調理する。または食材を一括購入するなどの方法で作業効率化や食材のコスト削減を図る。そして、浮いたお金で給食の内容の充実化や給食費の値下げを図るということも可能ではないでしょうか。

これら、学校給食における民間委託や近隣市町との連携についての見解をお示してください。

次に、安全かつ安定的な食材の確保についてお尋ねします。

ことし7月にマクドナルドのチキンナゲットを製造していた中国の食品工場の不衛生ぶりが公となり、日本中で中国産食品への強い不信感が巻き起こりました。

こうした中、保護者の間からは、子供が食べている学校給食に中国食材が使われているのではないかという疑念が広まりつつあります。実際に週刊誌が東京都と神奈川県68全市区を対象に、2013年4月以降、1校でも中国産食材を使ったかどうかを調べたところ、約半分に当たる33市区で使用実績があったそうです。しかし、一方で、全ての食材を国産、特に地産地消の方針で賄おうとすると非常にコストが高つくため、献立が制約される、あるいは給食費に転

嫁せざるを得ない状況につながりかねないことも十分予想されます。安全で安くておいしい学校給食を進めていくには、非常に難しい時代になりつつあると思います。

そこで、お尋ねしますが、笠松町の学校給食において、13年度からこれまでの間に中国産食材を使ったことがあるのか。もしあるとしたら、どのような食材を何のメニューに用いたのか、お答えください。

また、笠松町では、地産地消の推進について、具体的にどのような取り組みをされているのか、食材費の抑制のための工夫は何かしておられるのか、御説明を願いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（安田敏雄君） 2番 古田議員の答弁を許します。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、古田議員さんからの質問で、給食センターについての問題がありますが、その中の第1点で、建てかえ、あるいは大規模改修についてはどういう計画を持っているかという御質問であります。

給食センターの大規模改修を行う場合は、長期間にわたって調理業務を中断することとなりますから、その間の給食の提供方法や、あるいは調理員や運転手の処遇など、いわゆる対処すべき多くの課題があることから、建てかえにより事業を計画することが適当であると考えております。

その次に、建てかえや改修をするときに、他の施設との優先順位についての御質問であります。この給食センターは建設後42年が経過しており、建物及び設備の老朽化というのが進んできております。また、平成15年の学校給食衛生管理基準の改正以降、保健所や、あるいは県の立入検査における改善の指導事項、指摘事項も多くて、その都度対処してまいりましたが、今後は現在の施設では改善が難しい状況も想定されますので、建てかえというのは私どもにとって重要な課題であると認識をしております。

現在の私どもの置かれた厳しい財政状況の中で、あるいは中期財政計画はもとより、公共施設の総合的な管理計画を策定していく中で、給食センターもその位置づけにおいて対応を考えていきますが、議会の皆さんの御意見も聞きながら、この事業の実施計画等を検討していきたいと思っております。

また、そのときには、センター方式や、あるいは自校方式に切りかえる選択肢についてはどうなのかという御質問であります。学校給食の運営方法については、単独校の調理場の方式や、あるいは共同調理場の方式、そしてまた親子方式やデリバリー、この4つが考えられますが、いわゆる安心で安全で効率的に、またおいしい給食が提供できる運営方法というのは、これはまた総合的に評価すべきものと考えていますので、このことについても、建設計画の検討事項に運営方法も含めて計画策定をしてみたいと思っております。

そしてまた、業務の民間委託についての御質問であります。調理や洗浄や、あるいは運搬業務というのは、私どもも行政改革のときに民間委託と比較検討した結果、私どもは現在の運営方式に至っておりますが、直営方式においては、確かに人事管理面での課題もあることから、新しい施設の検討の際には、民間委託の導入も視野に入れながら、計画を策定してまいりたいと思っております。

そして、いろいろコスト削減なども考えて、近隣市町との連携についてはどうなのかという御質問であります。

近隣市町と献立を同一にして、あるいは分担調理による作業の効率化や食材の一括購入によるコスト削減を実現するには、いわゆる連携する市町の給食に対する考え方や、あるいは給食費の差や、そしてまた設備の能力や食材の購入方法などを調査し、それぞれ調整、協議をする必要があります。近隣市町との連携によって生まれるスケールメリットはありますが、その調整や協議を進めるには相当な時間を要するために、今後の計画策定の際の検討事項の中には加えていきたいと考えております。

今申し上げましたように、学校給食センターについてはさまざまな問題やさまざまな課題がいっぱいありますから、これからそのような検討をするときには、今御質問があったようなことも考慮に入れながら、また議会の皆さんとも協議をしてまいりたいと思っております。

そして、その次に、安全かつ安定的な食材の確保や地産地消についての御質問であります。

この御質問には3点ほどありますが、この件については担当部長から答弁をさせていただきたいと思っておりますので、御了解をいただきたいと思っております。

○議長（安田敏雄君） 大橋総務部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 私のほうからは、中国産食材の関係、地産地消、食材の調達の関係の3点についてお答えさせていただきます。

13年度からこれまでの間に中国産食材を使用したことがあるのか、どのような献立に用いたのかという御質問かと思いますが、中国産の食材につきましては、魚のサワラ、シシヤモ、水煮マッシュルーム、冷凍エダマメ、キクラゲ、ミカン、パイナップル、黄桃、リンゴのシロップ漬け、こういったものを使用したことがございます。

また、原料の原産地表示が全ての加工食品には義務づけられておりませんので、給食食材として使用した加工食品の中には中国産の原料が含まれていた可能性があると思っております。

加工食品を除いて中国産食材を使用した献立は、サワラのコーン焼き、シシヤモのごま揚げ、マッシュルームの水煮はイタリアンスパゲッティ、冷凍エダマメは炊き込み御飯、キクラゲは皿うどん、果物のシロップ漬けはフルーツポンチやヨーグルトあえ、こういったものに使用しております。

続きまして、地産地消の推進についての取り組みということでございますが、学校給食は安

心・安全はもちろんのこと、成長期にある児童・生徒の栄養摂取量を満たすことを基本に献立を作成いたしております。献立には、県内でとれる旬の食材を使用したり、郷土食を取り入れるという工夫を行っております。地場産物の活用ということにも努めております。また、業者には、安価で質のよい県内産の農作物の納入に努めてもらうよう依頼を行っておるところでございます。限られた給食費の中で、今後も地産地消には努めてまいりたいと考えております。

食材抑制のための工夫ということ、3点目でございますが、生鮮野菜は安価で大量に市場に出回り、栄養価も高い旬の食材を使用する献立の作成に工夫を行っております。その他の食材につきましては、複数の業者に見積もりの提出を依頼して、価格を比較いたしまして購入を行っております。

学校給食は、可能な限り手づくりでおいしいものを提供したいと考えておまして、食材によっては、サンプルを取り寄せ、価格だけではなく、品質も見定めて購入をしておるところでございます。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） 御丁寧に答弁していただき、ありがとうございます。

まず給食センターの建てかえについては、建てかえの方向でというお話をいただきました。非常にありがたいことでありますし、施設の老朽化を考えると、これも当然の流れかなと思うわけなんです。ただ、町長の答弁にもありましたように、財政的に非常に厳しいと。あれもこれもやらなきゃいけないことが山積している中、いかにそういった財源を確保していくかということは非常に頭を悩ませるところではありますが、ちょっと視点を変えて、少しお話しさせていただくと同時に、お尋ねしたいんですが、と申しますのも、先日行きました埼玉の滑川町、あそこでたまたま耳にしたのは、あそこは給食センターはないんですね。全部民間施設でやっている。そのこの担当の方に聞いたら、町内に工業団地があって、たまたまそこに食品の給食業者があって、調理から配送から全て一括してやっているから、比較的行政側の負担が少なく、融通がきくと。あそこは、特に人口がどんどんふえ、児童数、生徒数がふえている町ですので、そういった対応も非常に臨機応変にできて、メリットが大きいというお話を伺ったんですが、町長、笠松がこれからどういう状況になるかわかりませんが、児童・生徒の数も含めまして、民間の企業に一括で請け負うという方法というのも十分検討する余地があるのではないかと、その話を聞いたときに思ったんですが、そのあたり、どのようにお考えでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今のことは、先ほどの答弁で申し上げたように、給食センターのあり方や建設計画を立てるときには、デリバリー方式を含め、そういうことも全て考慮に入れて検討

しようということでもありますから、今言われたことに関しては決して否定するものではありません。その中の一つの検討材料の中に入れて、やっぱり比較検討しながら、一番いい方向を見つけていくのがこれからの私どもの仕事だと思いますから、そういうことを御提言いただいたことも検討するときの計画策定の中に入れていきたいとは思っています。

〔2番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） せっかく相互応援協定を結ぶわけですし、明後日、町長を初め、議会関係者がいらっしゃいます。こういった交流の機会に職員間での連携を密にして、今回の給食センターの新しいやり方についても、どんどんどんどん職員の方を現地に派遣して、実地に調査・研究していただくなどして、笠松町に合った、財政的に負担も少なく、なおかつ安全・安心な給食づくりのためのセンターのやり方を考えていただきたいと思います。これは要望として進めさせていきたいと思います。

次に、近隣市町の連携の中で、今、町長の答弁の中で、なかなか一筋縄でいかないのは、給食に対する考え方とか、給食費のあれがある。答弁の中では言われませんでした。その一つの大きな問題というのは岐南町の件だと思います。当然あちら側は給食費無料というような施策を進められております。その辺のお考えについては、後ほど長野議員が質問されるのでお任せしたいと思うんですが、ただ、一般的に見ますと、やはり給食費無料というのは、特に子育てで大変な世代の人たちにとっては大きな魅力に映るのは間違いないと思います。それが、広く言えば、笠松と比べて、岐南町のほうが子育て支援が充実しているのではないかというふうに映る人もいるかもしれません。それによって、若い世代が岐南町のほうへどんどんどんどん流入する。ひいては、人口減少化対策においては岐南町のほうにやや利があるのかなというように流れになってしまっている点もあるのではないかと思うのですが、ただ私ども笠松町もそれを黙って指をくわえて見ているわけにはいかないと思うんです。

これからの少子化対策とか、若い人たちの定住促進のそういった意味も含めまして、笠松町の学校給食の魅力をどうやってつくっていくのか。ほかの市町の学校給食における差別化をどう図っていくのか。その辺が重要な問題だと思いますが、町長御自身は、今、どうやったら笠松の給食を特徴づけていけるのか、何かお考えがあるのならば、お示し願いたいと思います。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 学校給食費の無料化については、たまたま私ども、議員の皆さんと一緒にいった滑川町での状況を聞かせていただいた中で、私どもの財政力指数の中でそれができかどうかという問題を理解しましたので、このことはやはり根本的な理由でありますから、無料化のことはそういうような理解の中で進めていくのが、行政として責任ある、行政を進める中で当然だと思いますから、同じ理解のもとで議会の皆さんと一緒に進んで対応していきたい

と思っています。

そういう中で、学校給食のあり方というのは、今申し上げたように、民間の部分、あるいはいろんな考え方の中で、大規模改修ではなくて、建てかえを考えるとときには、全てそういうものを含んだ総合的な計画を立てるために、いい研修や勉強をしながら方向づけをしていきたいと思えます。笠松ならではの給食というのは、やはりいろんな人の意見を聞いた中で判断できる部分があると思えます。そういうことを目指してやっていきたい気持ちだけはありますから、そういうことをこれからまた研究していきたいと思っています。

〔2番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

私自身、個人的な座右の銘というか、見解は、ただより高いものはないというふうに思っております。よいものを出すには、やはりそれなりのコストがかかりますし、それなりの応分の負担をしていただくのが当然だと思います。その中で、コストパフォーマンスといいますか、給食費を出して、それ以上においしくて、安全なもの、そして栄養価の高いものを出す。それが一つの学校給食のあり方ではないか。それが笠松町の学校給食の特徴ではないかと、そう思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、食の安全というか、学校給食の安全性について、特に中国産の食材について、もう少しお尋ねしたいんですが、今お聞きしたメニュー、ちょっと予想以上にたくさん使われているなというのが率直な印象でした。

ちょっと部長さんに確認したいんですが、この中国食材を使っているというのは、献立表か何かには明示してあるんでしょうか。それはどうなんですか。

○議長（安田敏雄君） 大橋部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 献立表には特に明示はしてございません。

〔2番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） よくスーパーなんかで、最近、買い物に行かれる奥様方に聞くと、ぱっと見て、中国産だとかごに入れないと。やっぱり国産がいいわという人が大変ふえているんですけど、これ、どうなんですかね。やはりそのあたり、情報公開という意味でも、中国産の表示というのは、今の時勢的に必要というよりも求められているんだと思いますが、そのあたり、どうなんですか。今のまま、給食のメニューだけ書いて、各家庭にお渡しするのがいいのかどうか。

○議長（安田敏雄君） 大橋部長。

○総務部長兼教育文化部長（大橋雅文君） 食材につきましては、中国産が食材の全てといいま

すか、ある程度大きな部分を占めるものではなくて、水産加工品とか、そういったものになりますと、世界中のものが入っておりますので、そういった表示というのは、中国だけというようなことは非常に難しいかなど。原産国を書いたりしますと、そういった表示が非常に難しいというふうには考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） わかりました。なかなか難しい事情はよくわかりますが、できましたら、保護者の方の意見を聞く機会がありましたら、そういった問題を含めまして、やはり一番大事なのは、学校給食の場合ですと、児童もさることながら、保護者の方たちに安心して提供するというのが一番重要だと思いますので、そのあたり機会があれば、ぜひともそういった話を進めていただいて、もしそういう声が強ければ、真剣に検討していただきたいと思います。

あと、昨今、御承知のように、円安によりまして非常に光熱費もアップしておりますし、今申し上げたように、輸入食材に頼らずに、国産の、特に地産地消で食材を賄う。先ほど部長さんのほうからは、相見積もりをとったり、旬の野菜を使って、コスト削減に努めているような話をいただきましたが、いかんせん、なかなか消費税も上がった中、非常に給食のやりくりが厳しい、そういった状態が続いております。

こうした中、外食産業ではデフレの象徴的な吉野屋さえ牛丼を値上げしたと、そういうような時代ですが、どうなんでしょうか。町長、今の給食費で果たしておいしくて、栄養価が高くて、子供たちが楽しみにしている給食がこのままでできるかどうか、ちょっと私、個人的には非常に難しいと思うんですが、給食費の今後の値上げについて、今、どのように考えておられるか。何とか今の状況でやっていくつもりなのか、それとも、余りにそういうふうにコストが高くなるようでしたら、給食の質を上げるという条件のもとで値上げも考えておられるのか、そのあたりの今の見解をお願いします。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） いわゆる食材のいろんな価格に関しては、先ほども部長が言いましたように、できるだけ安全な安価なものということで努力をして、1つの業者だけではなくて、見積もり合わせをしてでも、抑えようとして頑張っていること。そしてまた、給食費にしても、この間、給食費を一時ちょっと値上げをさせていただきましたが、できるだけ最低限の値上げで済ませさせていただいたこと。やはり消費税が上がったりなんかするときに、また給食費が上がることも負担をかけることであることから一生懸命努力をしました。しかし、今言われたように、いろんな社会の諸条件の中で値上げせざるを得ない状況も生まれてくるんじゃないかという心配をしております。そういうことに関しては、当事者である御父兄や皆さんの御意見を聞きながら対応させていただきますが、いろんな意味で、少しでも御父兄の皆さんの負担が重

くかからないような方法をこの際考えなきゃならない状況もあるんじゃないかと思います。決して無料化にすることは思っておりませんが、そういう状況というのは、岐阜市にしてもいろんなところにしても、いろんな方法で補助をしている部分があるようでありますから、それは知恵を絞って対応することも必要であるという考えではおりますので、そのときには、やはり食材に関して、専門である古田議員にもいろいろ御指導いただきながら、議員の皆さんとその辺のことをきちっと調整して、みんなで納得いく形で対応していくことがこれからの給食費を考える上では大事だと思いますから、そういう意味では、今いい御提言をいただきましたので、これからの考え方の中に含めていきたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。ちょうど時間も折り返しを過ぎましたので、そろそろ閉じさせていただきたいと思っております。

学校給食に関しましては、今の時代、ただ栄養があるものを与えればいいという時代ではなく、やはり食育という面、そしてまた本当の食文化を教えるという意味においても、重要な位置づけを示していくと思っております。笠松町の学校給食はほかの市町と比べて一味違うぞと。非常に魅力的だと。それこそ、笠松の給食が食べたいから、ここに引っ越してくると。そのような子供たちが1人でも2人でもふえるような給食事業を目指していただくことを切に希望しまして、質問を閉じさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（安田敏雄君） この際、午後1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時30分

○議長（安田敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

午前に引き続き、一般質問を行います。

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い質問させていただきたいと思っております。

まず1つは、リバーサイドカーニバルについてでございます。

10月19日の日曜日に開催されましたリバーサイドカーニバルに自衛隊の装甲車が置かれていたとのこと。この話を聞いたときには、私はびっくりすると同時に、なぜこの時期にと思いました。実行委員会組織で進められていますが、どのような経過で装甲車が置かれることになったのか、お尋ねします。

安倍政権になって、特定秘密保護法を成立させ、国民の目、耳、口を塞ぎ、集団的自衛権行

使容認の閣議決定を強行されたことに多くの国民は、日本を、殺し殺される国に再びなるのではという懸念を持たれていますところに、このような措置をされたことは残念ですし、日本国憲法を尊重するという点、非核平和都市宣言をした議会の誇りをずたずたにするものだと考えますが、これからのリバーサイドカーニバルの位置づけをどのように考えられているのか、お尋ねします。

2つ目に、介護保険制度と笠松町の高齢者福祉についてでございます。

6月に成立した医療介護総合法では、介護保険による要支援者の訪問介護、通所介護を保険給付から外し、町が実施している地域支援事業に移し、介護予防事業に代替サービスを加え、新しい介護予防、日常生活支援総合事業、新総合事業と言われるそうですが、改めて実施されるということですが、これまでの地域支援事業で行われていた事業の内容と、おのおのの具体的な参加者はどのくらいで、男女別ではどのようであったのか、お尋ねします。

また、現在、要支援1、2の認定を受けられている人数を男女別で教えてください。

これまでは元気な高齢者に介護予防の啓発を行う1次予防事業と、要支援、要介護になるおそれが高い高齢者に通いの場の提供やボランティアによる訪問などの2次予防事業があったとのことですが、今度は、1つ、全高齢者を対象に介護予防の啓発などを行う一般予防事業と、要支援者及び旧の2次予防事業、これまでの2次予防事業対象者にサービスを提供する介護予防生活支援サービス事業になるということですが、どのように実施されるのか、お尋ねします。

要支援者に自立意欲の向上を進めるとのことですが、高齢者が要支援状態に至る原因は、病气、けが、障害、認知症など、さまざまです。全国一律の保険給付から市町村事業にかわることで、地域の事情に応じた効果的なサービスが受けられるようになると、政府・厚生労働省が言っているようですが、どのような対応を考えておられるのか、お尋ねします。

政府のガイドラインでは、一般介護保険利用者が市町村の窓口で相談をいたします。そうすると、そこから要介護認定申請をされる方と町によるサービスに移る方に分けられるとのことですが、介護保険を利用しようとするそれぞれの高齢者は、要介護認定サービスの認定を受けることもサービスの受給を受けることも、その住民の権利として守っていただきたいと考えますが、どのように考えられるのか、お尋ねします。

今後の保険料及び利用料については、どのような料金になるのか、見直しをお尋ねします。

最後に、日本は、少子化と労働体制の不安定による雇用問題などなど、高齢者を取り巻く環境はますます厳しくなるばかりです。そして、高齢者は、年金が目減りする中で、介護保険を利用したくても十分に利用できなかつたり、高い老人ホームに入れないと、高齢者が集まればこんな話ばかりです。

東京都北区の取り組みですが、社会福祉協議会が区民の助け合いを柱とする友愛サービス事業で、利用者は社協に会員登録し、支援する協力員は実費負担による養成研修を受けて、社協

が行うコーディネートに従って派遣される事業でございますが、こうした事業を実施しているそうです。また、特養ホームについても、多床室を含む利用しやすい施設の建設なども取り組まれているようですが、当町についても、高齢者福祉について総合的な検討体制を考えることについてのお考えをお尋ねします。また、その必要性についてもお尋ねします。

次に、学校給食費無料化についてでございます。

岐南町で小・中学校の給食費が無料化されたことによって、父兄の皆さんから笠松では無料にならないかと問われます。また、全国でも無料化が広がっているようです。

7月に厚生労働省が発表した子供の貧困率は過去最悪の16.3%で、6人に1人の子供が貧困家庭になります。当町でも給食費の滞納は年々ふえています。また、ひとり親家庭の半分以上が貧困家庭であるというところからも、給食費の滞納の現状を詳しく調査する必要があるのではないのでしょうか。

そして、子供の成長の上で欠かすことのできない給食であり、また子供の楽しみの給食が、給食費が納められない事情で子供が苦しむことのない対策や配慮が必要ではないかと考えます。

また、3人以上の子供を産み育てたいと思っておられる方も、お金がかかるからと制限されている家庭が多いのですが、給食費が無料になることは子育ての一助となると考えます。

そして、何より憲法26条では、義務教育はこれを無償とすると明記しています。現在では、給食は義務教育の中で食育として位置づけられ、日本の食文化を伝える大切な機会になっていると思います。この給食費の無料化について、町長のお考えをお尋ねします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安田敏雄君） 10番 長野恒美議員の答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの質問にお答えします。

まず、リバーサイドカーニバルについての御質問であります。

リバーサイドカーニバルの防災コーナーというのは、平常時より町民の皆さんに防災の重要性について考えていただくきっかけづくりのために、またこの笠松町と災害対応の協定を結んだ団体との日ごろからの連携を保つ意味において、関係団体に参加をお願いしておりました。また、この出展内容等については、各関係団体に検討、選定をさせていただいておりました。

そのような中で、今年度の自衛隊の車両の展示については、当日は各地でイベントが開催されておって、複数のイベント会場へ車両の展示などがされ、笠松町の展示車両は、御指摘いただいた今回の車両となったわけであります。

展示された車両は、災害時において、通常の車両では進入することのできない悪路の状況下でも人命救助や、あるいは状況確認や復旧業務等に利用されておって、自衛隊の救助活動等を幅広く皆さんに知っていただく目的で展示されたのが経緯でありました。

また、議員が今質問の中で言われて、御懸念されていることに対しても、今後とも私どもも失念することなく、これからのリバーサイドカーニバルについては、郷土の地域資源である、いわゆる木曾川の河川敷をイベント空間として活用し、町のイメージづくりを行って、もって住民のコミュニティー意識の醸成を図って、住民主体のまちづくりを推進することが開催目的でありますので、今後もその趣旨にのっとり開催をしていく所存であります。

2つ目に、介護保険制度での御質問であります。

この介護保険事業が、今後は一般介護保険事業、そして介護予防、生活支援サービス事業になるということだが、どのように実施するのかというお尋ねであります。

介護予防は、高齢者の方が要介護状態になることの予防、または要介護状態等の軽減、もしくは悪化の防止を目的として行うものである。いわゆる生活機能の低下した高齢者の方に対しては、日常生活の活動を高めて、家庭や社会への参加を促し、一人一人の生きがいや自己実現を支援し、日常の質の向上を目指しているものであります。

まず、一般介護予防事業であります。これは1次、2次の介護予防事業を区別せずに、全ての高齢者を対象に地域の実情に応じた効果的、効率的な取り組みへと見直されてまいります。

現在取り組んでいる貯筋クラブや転倒防止教室や、あるいは骨こつストレッチ等にこの要支援相当の方の利用も可能になってまいります。

また、介護予防、生活支援サービスは、従来の2次予防事業で実施していた運動機能の向上プログラム、あるいは口腔機能向上のプログラムなどに相当する介護予防事業がマネジメントに基づき実施をされたり、その他の生活支援サービスとして、配食や、あるいは定期的な見守りを加えて、多様化をして実施できるようになります。

その次に、要支援者の方に対して、地域の実情に応じた効果的なサービスが受けられるようになるということだが、どのような対応を考えておられるのかという御質問でありました。

現在進めております第6期の介護保険事業計画の中で検討しておりますが、要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、介護予防、そしてまた日常生活支援総合事業で多様なサービス提供をしていくため、サービスを類型化していくことが必要となってまいります。

まず1つに、介護訪問、あるいは通所介護については、事業者指定として移行し、今まで利用できた方が利用できなくなるなどの不利益が生じないよう配慮をしております。

2つ、今まで2次介護予防事業として実施してきた筋運動は、通所型サービスとして実施に向けて検討しております。

3つ目に、民生委員の方や地域での見守りでは、高齢化率の上昇、そしてまた高齢夫婦のみの世帯や高齢単身世帯の増加、介護認定者数の増加等が見込まれておりまして、今後は他団体等の関係機関と連携を密にして、見守りネットワークの構築や対応のマニュアル作成などを考えてまいります。

次に、要介護認定、あるいはサービスの受給は住民の権利として守っていきたいと考えるが、どのように考えているかとお尋ねであります。

高齢者の方が安心して暮らし続けられるまちづくりというのは誰もが願うところであり、要介護認定の申請を制限するなどは町としてはありません。

現在進めております第6期の介護保険事業計画の中では、第5期計画の取り組み状況と課題の抽出を行っております。

そこで、今度の施策の取り組みとしましては、1つ、健康寿命の延伸を図り、認定を必要としない暮らしの実現を図ることと、2つ目、要介護認定を受けた際には適正な介護サービスの利用ができること、3つ目、地域資源の活用ができること、4つ目、地域包括支援センターの充実をすること、5つ目に、在宅医療・介護連携の問題、そして6つ目に、認知症の方の理解、見守りなどの実施などを図っていきたいと考えております。いずれにしましても、山積みしておりますこの課題を整理し、そしてまた地域資源の開発や、あるいは活用などを通じて、介護保険制度の中でシステム化を図って、高齢者の方が安心して暮らせる地域づくりに努めていくことが重要だと考えております。

そして、今後の介護保険料及び利用料についてはどのようになるかとお尋ねありますが、介護保険料につきましては、今回の改正で低所得者の保険料軽減割合を拡大することになっております。具体的には、現在進めております第6期の介護保険事業計画の中で検討しておりますので、今お示しすることはできませんが、実績値の整理や、あるいは介護認定者数の推移や、そしてまた施設や居住系サービスの推移、そしてまた居住系サービスや地域支援事業費等を検証して、取り組みの位置づけを整理した上で、激変がないように配慮して進めていきたいと考えております。

また、保険料上昇をできる限り抑えるためや、あるいはこの介護保険制度を維持して、費用負担の公平化を図るために、一定所得者の利用者負担の見直しが図られることとなります。

次に、高齢者福祉について、総合的な検討体制を考えることについての御質問であります。

高齢者の方が疾病を抱えて、住みなれた地域で生活が維持できるような社会の実現や、あるいは介護者も安心して暮らせる社会の実現のために、介護や医療や生活支援、そして介護予防、住まいの充実等を図ることが重要であり、これこそが介護保険制度改革の目標の一つであります地域包括ケアシステムの構築であると考えております。この目標を達成するために、現在既に行っておりますが、個別ケースを通じて、多職種や、あるいは住民で検討を行うことで地域課題を共有し、課題解決に向けて、関係者の方のネットワーク構築や、あるいは資源開発や施策を図っていく地域ケア会議等があります。この地域ケア会議の充実や推進を図って、さらに発展をさせて、各種のサービスに十分反映していくことで、地域で高齢者やその家族を支える社会の実現につながるものと考えております。

生活支援や介護予防の基盤整備に向けた取り組みの中で、資源開発、ネットワーク構築等を生活支援コーディネーターの配置や、あるいは多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携、取り組みを推進するための協議会の設置など、地域包括支援センターと連携しながら活動を行うことが重要だと考えております。

最後に、学校給食の無料化についての御質問であります。学校給食の無料化の実現には多額の財源が必要となってまいりますし、現在の町の財政状況や数々の行政課題を考慮しますと、無料化の実現というのは難しいと言わざるを得ません。将来を担う児童・生徒、そしてまた保護者にとって、給食費の無料化などの経済的支援も含めて、何が必要なのかを見きわめた上で、関係者と協議をしながら、推移を見きわめ、協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（安田敏雄君） 岩越部長。

○企画環境経済部長兼住民福祉部長（岩越 誠君） 私からは、これまでの地域支援事業で行われた事業と、具体的な参加者はどれぐらい、男女別ではどのようなであったかについてと、もう1点、現在の要支援1、2の認定者の数、男女別でということについてお答えいたします。

これまでの地域支援事業で行われた事業ということで、その中の主なものとしまして、1次予防と2次予防事業がございますが、ある程度まとめてのお話になりますけれども、認知症、閉じこもり予防、福祉健康センターでやっておりますふれあい広場では、年に12回で延べの参加者数が288名、うち男性が33、残り255名が女性という形になります。閉じこもり予防事業としまして、ふれあい喫茶がありますが、これは3カ所でやっております、年36回ということで、延べ参加者数が696名で、うち男性が38名、女性が658名となっております。

次に、筋力アップを目指す事業で、3メニューございます。転倒予防教室、貯筋クラブ、骨こつストレッチと、それぞれ会場は別になっておりますが、これは年間72回実施しております、延べ参加者数は3,218名で、うち男性が351名、女性が2,867名となっております。

次に、2次予防についてでございますが、筋運動という形で、これも筋力アップとまではいえないですが、維持を目指すものですが、年間12回で延べ参加者数が106名、うち男性が18名、女性が88名。次に、健口、健やかな口と書く口腔機能の向上なんですけれども、健口教室、低栄養教室につきましては、年3回で延べ参加者数が11名、うち2名が男性、女性が9名という形になっております。

次に、現在の要支援1、2の認定者数でございますが、男性が、要支援1が22で、要支援2が41名の計63名、女性が、要支援1が65名で、要支援2が81名で合計が146名。要支援1、2のトータルでいきますと、要支援1は87名、要支援2が122名で、合計が209名となります。

この要支援1、2につきましては、26年10月1日現在の状況で、先ほどの1次予防、2次予防の実績につきましては、昨年度、25年度の実績であります。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

それでは、まずリバーサイドカーニバルについてですが、本当に自衛隊の皆さんには防災のときどんなに役立っているか、全くありがたいことだと、そういうふうには思っておりますが、今回のようなことがあるとあれですので、そのあたり、随分住民の皆さんから、私自身は気がつかずにいたんですが、あちらからこちらから、長野さん、何をやっておったのというふうに言われまして、私、本当に見落としておったし、リバーサイドカーニバルは平和的に行われるものと思っておりましたので、とても残念に思いましたし、何たることだと思いましたが、やっぱり今、確かに今回の選挙におきましても、自民党が有利に過半数をとって、思う政治を進められようとする懸念を感じるわけですが、今、厳然と憲法は生きていますし、その憲法の9条には、御存じのとおり、日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇、または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久にこれを放棄する。2.前項の目的を達するため、陸・海・空軍、その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。これが厳然と生きています日本だと思います。そして、公務員の皆さんは、この憲法を尊重した毎日の公務員としてのお務めが運行されるべきだというふうに思いますので、その点を今後も注意してやっていただきたいと思いますが、この点では町長さん、どうでしょうか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 憲法遵守、それは当然でありますし、今のリバーサイドカーニバルで起こった事案に関しては、今答弁を申し上げましたように、御質問の中にあつたいろんな懸念に関しては、私どもも今後そのことを失念することなく対応を考えて、リバーサイドカーニバルの目的である町のイベントの趣旨に合うような対応をすること、これは当然でありますので、よくその辺のことも理解をして進めていきたいと思っています。

〔10番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次は介護保険制度についてお願いいたします。

私、確かに介護保険制度そのものから、要支援1、2を地域に戻したり、それから要介護3以上しか施設に入れない。こうした制限をされることそのものは本当に、もともと介護保険をつくる前提のときに、このままこの保険制度でいくと、国民は、保険料は払うけれども、実際その恩恵にあずかれない制度になっていく心配をしていることが徐々に深まってきておりますが、片方では、高齢者がふえてきて、人口も減少していく。そういう中で、どのように国民として、この介護保険を育てていくと言ったらいいのか、それにはいろんなことがあると思いま

すけど、まず第1は、やはり介護保険料を納める、それぞれの権利として、きちっと守れるところは守っていくべきだと思います。と同時に、先ほども言われましたように、高齢者に向かっていく私たちとしては、できるなら自分の住みなれた町で、自分の家で最後を迎えていきたい。それは誰もが思う高齢者としての望みだと思います。けれども、現実はそのようにはならない。少子化につながり、また高齢者の状況も、老老介護を初め、いろいろあります。そして、今言われますように、もちろん女性のほうが長生きをしますので、介護をする老人も女性のほうが多くなっていく。それはわかりますが、ここの参加者、今、部長から教えていただきましたように、いろんな予防活動や予防事業をやっていただいても男性の参加がなかなかうまくいかないし、じゃあ私ももしこれに参加せよと言われて参加できるかなと思うと、自分なりの健康を守るための努力はするにしても、なかなか仲間の中に入っていけるのかなということを思ったときに、男性の困難さはあるだろうかなあと考えておりますが、まずこうした予防事業に参加していくことについて、参加しやすくするための努力が必要ではないかと思いますが、その点はどうでしょうか。男性の参加を進めていくための努力のようなものが必要のように思います。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今言われたとおり、データの中では確かに男性は本当に少ないんですが、たまたまふれあい広場やふれあい喫茶をやっているところに何かのほかの用事のとこに行ったときに、皆さんやっているのを僕見せていただいたんですが、本当に楽しくやってみえるんですね。本当に男性も女性も一緒になって、歌を歌ったり、いろいろお話しされたりしている。これをもっとやっぱり地域の中でできないか。できればもっと男性もふえるだろうと思っておる。そうした中で、社協がやってみえるふれあいサロンというのが、今、笠松町で8カ所できて、やらせていただいている、そこへも初めにお邪魔したりすると、男性もやっぱり多少はふえていきつつあるんですね。やっぱりこういうものをきっかけにして、今言われた介護予防であるいろんな事業にも参加できるようになるのが、ふれあいサロンが一つのきっかけになるのかなあという思いがしました。それが今度また、笠松町内にもう1カ所できるような今予定ですが、これが10カ所、20カ所になってくれば、気軽に近所の方とほとんどやられてますから、ほとんど顔見知りのことで、恥ずかしい、知らない人が多いということではないだけに、本当に集まりやすい、参加しやすいきっかけになるんですね。それがきっかけとなって、もう少し介護に関して考えたいという人は介護予防のこういうようなサロンに入ってくるきっかけにもなると思いますので、そういうもろもろのことが含まれて、今、進めていくのがいいかなということと、今お話があったように、やっぱり我々のような団塊の世代が、あと10年たてば75歳の高齢、後期高齢者に団塊の世代が入るのは20年後なんです。その10年後を見越して、今、地域包括ケアシステムの構築をしていこうと。10年後に、今、議員が言われたとおり、やはり自

分が住みなれたところで、自分が重度な介護状態に陥っても、そこで生活をし、そこで人生を最後まで全うできる体制がとれば、これは本当に幸せなことだと思いますので、10年後をめぐり、そういうケアシステムの構築をしようというのが、今、地域包括ケアシステムの構築でありますから、それに向けて、第6次の介護保険事業計画で、それも踏まえて、今、体制づくりをやっているところでもありますから、心配されている、あるいは御懸念されているいろんな部分を全部、今、一つの介護事業計画の中で検討しながら進めております。計画を住民の皆さんと一緒にやっていますから、出てきたものを一回見ていただいて、議会でも検討していただいて、御意見をいただき、それに基づく笠松町らしい介護システムができることが一番いいと思いますから、そういうのを今目指して計画づくりをやっておりますから、ぜひそういう御意見も、後から計画案を出させていただいたときに御指導いただいて、議会の皆さんと一緒に、10年後の体制づくりをやろうということをぜひ進めていきたいと思っております。御指摘いただいた部分はごもっともな部分がありますし、そのとおりだと思います。そのことを踏まえて、今やらさせていただきますので、御理解をいただければ、これからのまた事業計画に生かしていけると思っています。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 本当に大変なことですが、と同時に、私は、災い転じて福となすではないですけど、要支援1、2だとか、要介護3以上しか施設に入れないという問題は、厳然とこの制度がそういうふうになるわけですので、ですから、先ほど言った、まず1つは、保険者が介護認定を受けたいというときは、みんな拒否しないで受けさせてやってほしいというのが一つ。その結果でどうなるかはもちろんわかりませんが、それと同時に、権利として、ぜひそうやって認めてやってほしいのと、それから、ただ実際には本当に、今、老老介護なんかで、夫婦が健康で年金暮らしをしている場合には何とか普通にやっていけるんだけれども、片方の妻が、夫が施設に入ってしまうと、もう生活が成り立たない。そういう状況って、たくさんこのごろ見受けてきますと、生活が崩れていくんですよね。ましてや、自分の家じゃないような場合は、家賃から始まって、経済がもたなくなっていく。そして、その施設と言え、10万を下らないんですよね。13万とか15万とかという状況になると、3カ月ならいいけど、人の一生はわかりませんので、ずっと先までとなると、本当に不安な暮らし、それから財政的なそういう問題がありますので、そういうことも含めて、先ほど答弁いただきました総合的な相談というか、システムづくりなど、町として、資源開発やネットワークづくりに取り組んでいただけるということですが、来年の4月から第6次に入りますよね。ことしのうちにどうか、今年度のうちにその計画が私たちに示されて、そして検討していくことになるんじゃないかと思いますが、その方向の計画でいくと、どのような計画で私たちの手元に見えるようになるのか、

それをまずお聞きしておきたいと思います。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） この介護保険事業計画策定の委員会には私も2回ほど出させていただいて、今月も1回やらせていただいて、大体の案をまとめた中で、今度パブリックコメントで住民の皆さんに提示させていただいて、コメントをいただいた中で、もう一度まとめて、今度は議会の前なり、3月までぐらいをめどに議員の皆さんに御提示をさせていただいて、それで決定をしていきたいという段取りであります。4月からの施行ですから、できるだけ今、本当に会合に出て、2時間、2時間半やっても、極めて専門的な問題が出てきたり、あるいは将来的な問題や難しい問題がいっぱい出てまいりますから、それぞれ医師会の先生や歯科医師会の先生や老人会の皆さん、民生委員の皆さんが見えて、そこで勉強していただいて、また持って帰って、御意見をいただいているということで積み上げてますので、もう少し時間はかかりますが、来年に入ったら、パブリックコメントができるような進みぐあいにはまではしていきたいと思っています。そこではいっぱいいろんな御意見をいただけたらと思いますので、それをまとめた上でまた御提示することを御了解いただきたい。

また、施設入所は3以上じゃないと、もちろん原則3でありますから、それぞれ人間、やっぱりいろんな状況もありますので、問答無用で3以下を切ることはないことも、その中にも入っていろいろ意見をいただけてますから、いろんな御懸念は御懸念でいただきながら、これをまとめていきたいと思っています。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） パブリックコメントの出るのが、何しろ3月議会にはかかって、計画が決定されていくということになるのではないかと思います、そういうことですか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の第6次の介護保険事業計画は、今申し上げたとおりの段取りで進めていく。3月のあれには皆さんにお運びいただく。その前の質問があったように、子ども・子育て会議で今やっているそちらの計画もまたいろんなパブリックコメントもしながら、今年度中にまとめる。2つがありますので、大変今、事務的にも煩雑してやっていますので、できるだけしっかりしたものを御提示できるように、今、職員そろって一生懸命努力をさせていただいてますので。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） そこで、私は、もちろん来年度から3カ年の計画が立てられていくことそのものも大事にすると同時に、もう一つ、要するに介護保険だけで間に合わない部分、私

たちが生涯お世話になっていくためにもですが、一つは経済問題です。年金だけではどうしてもやれていかない状況が出てくるというのが考えられませんか。その点はどう思われていますか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） ですから、先ほども申し上げましたように、今度の改正の中で、いわゆる低所得者の方に対する対応についてはもっと手厚くいろんなことも考えてやっていける体制をとっていきたいと思います。いろんなそういう問題も含めて、御承知のように、今、税と社会保障の一体改革ということで、消費税も含めた大きな問題の中で進めていることもあります。私どもは、介護保険制度の問題に関しては、第6次の事業の中で、今言ったもろもろの問題を取り上げながら、これから10年先の対応を見据えたまちづくりをしていきたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） もう一つあれなのが、先ほど東京都北区の取り組みを言いましたけれど、私、本当に思うのは、介護保険は介護される人の基準や認定によって介護度や介護の中身が決まりますが、実は介護する側が都合があったり、弱くなったり、どうしても必要になってくるといふことがあるわけですね。たまたま偶然、私の母の介護のときに、介護している嫁さんががんの手術をしなきゃならなくなって、入院ということになって、家に1人母を置いておけない。そこから、介護認定から始まって、抵抗する母に認定を受けさせてしまったけれど、介護の認定から外れまして、それで、どこも、私のところも預かるわけにいかん。そういう状況の中で、普通の病院に頼んで入れてもらって過ごしましたけれど、そういう場合、二、三日旅行に行くとか、そういうときはショートステイのようながありますけれど、多くはそういう長い期間などに、介護される人じゃなしに、するほうの方の都合というのが余り考慮されていない問題や、その他、さっきの財政問題、町民でありながら、お金がなくて介護にかかれな。保険料はちゃんと取られるといふことがあるんで、そういうことも見越して、笠松町独自で、本当に笠松町の高齢者がこの笠松で安心して暮らせる。国の制度がどうなっても、ちゃんと笠松の福祉の中で面倒を見る。社会福祉協議会も含めてだと思いますけど、そうしたような人も体制も、また財政的な体制もつくっていかねばならない。そういう問題がこの介護という事業の中にあるのではないかと私は思っています。だから、そういうことも含めて、10年後、20年後も含めて、一度検討も加えていきながら、計画を立てていく必要があるのではないかと思ひ、そんな体制をつくってほしいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは次に、給食の関係ですが、私も今、笠松町の財政で給食費無料化にしてということ

を言うつもりはありません。けれども、実際に今の社会の中で、貧困家庭、これは労働制度が抜本的にちゃんと正規雇用で働けるようにならない限りは救われないうちで思っておりますけれども、給食という問題で、親が給食費が払えないことで、給食を皆さんが食べておる間、保健室で小さくなっていたというような話を聞きますと、やっぱり大事にしていかなければならないと思うし、そういう意味で、給食費の滞納がふえてきているというのも事実で、それにはいろんな原因があると思うんで、一度その調査をする必要があるのではないかと思います、その点、教育長さんも含めて、お返事をいただきたいと思ひます。

○議長（安田敏雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） いわゆる議員のおっしゃったような家庭的に経済状況が悪くて給食費が支払えないというような、もちろん給食費だけではありません。学用品費、それから修学旅行とか、宿泊研修とか、こういったものに大変不足する御家庭に関しては就学援助制度というのが設けられておまして、ちなみに今年度で、これはまだ5月の段階だと思ひますけれども、それから少しふえています、笠松町全体でも99名、これだけの児童・生徒が就学援助を受けております。したがって、収入が少なく、子育てに大変苦勞していらっしゃる御家庭については、まず就学援助の策というのとはとられているという認識をとっていただいてもいいと思ひます。もしかしたら、申請に関して、こういう制度があるということをお知りにならずに、漏れているようなことがあるかもしれませんが、これは全部の保護者に関して、毎年度4月に御案内をさせていただいておりますので、多分それ以後、例えば転入していらっしゃるとか、それから、家庭の状況が変わったという方については、できるだけ学校を通じて状況を知っているつもりですが、もしかしたら漏れているようなことがあるかもしれないと思ひます。けれども、基本的には就学援助の制度がありまして、子供たちが学校に就学する費用に関しては基本的に援助できる制度ができております。

簡単に言ひますと、給食費をお納めにならないお宅というのは、それなりに収入があるという御家庭が給食費を支払っておられない現実が多いということをお理解いただきたいというふうにお思ひます。

〔10番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 私もちろん、就学援助、それから生活保護の方たちは納められる体制はできていると思ひます、それ以外のところでこうして出てくるというのは何だろうと。間違いなく毎年ふえておりますね。その辺の実情を含めて、一度調査をする必要があるのではないかと思います、どうですか。

○議長（安田敏雄君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 給食費の滞納者について、御家庭の経済状態というのはなかなか調べ

ることはできませんけれども、その様子について、一度丁寧に調べたいというふうに思っています。

補足しますが、学校で、給食費を納めていないから給食を食べられずに保健室で我慢しているという児童・生徒の数というのは私は今まで承知しておりませんので、もう一度確認しますが、多分そういった児童や生徒はいないと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） もちろんこれは笠松町であったということではありませんので、よろしく願います。けれども、納められないか、納めないか、どちらかわかりませんが、事実として納めない、滞納がふえているということだけは毎年ふえていますので、どういう手段で納めていただけるようになるかわかりませんが、よろしく願いたいと思います。

事実として、貧困家庭、年間所得200万円以下の家庭がふえている問題もありますし、それから、少子化という問題もありますし、教育の無償という、この3つの条件から言えば、給食費を無料にするというのは理屈的には悪いことではない。子供のためになることだと思いますけれど、また教育の面でも大事なことかと思いますが、少なくとも子供がたくさんいる家庭、3人子供さんがいたら、年間の給食費って結構な負担になりますよね。そういうところから、援助をしているというのも群馬県などで実施されているようですので、ぜひいろいろ考えてみて、まずは何で納めないか、納められないのか、そのところから調査をしていただき、いい方向に行き、本当に子育てでも、お年寄りも安心して暮らせる笠松町を目指して頑張っていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（安田敏雄君） 9番 船橋義明議員。

○9番（船橋義明君） 長野さんみたいに大変難しい質問ではございませんので、町長さん、気楽に御答弁いただきたいと思っております。

通告に従い、質問させていただきます。

質問は、児童館の建設についてでございます。

平成22年3月に出してある町長さんからの文書でございますので、忘れてみえるわけじゃないと思っておりますけれども、もう一度確認のために一部朗読させていただきます。

「本町では、国の次世代育成支援に対する指針を踏まえ、平成17年に次世代育成支援地域行動計画、前期計画を策定し、各種子育て支援策を中心とする取り組みを行っていたところがあります。この次世代地域支援行動計画は、ともに育ち、ともに育てるまち笠松を基本理念とし、家庭と地域のつながり、家庭と学校のつながりなど、さまざまなつながりを大切にすることとともに、健やかな育成環境、青少年の生育環境となる温かい地域社会を住民協働で築き、子供が生き生きと活動をするまちづくりを目指しています」。そのほかありますが、この辺で終わ

りますけれども、児童館は、児童福祉法に定められた、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設とされています。専門職員が見守る中、子供たちがいつでも自由で安全に遊び、利用できる施設は、地域とのつながりも希薄になり、子育てに対する不安を抱える父母にとってはなくてはならない重要な役割を果たす施設であります。

先ほど古田議員が言われました視察によって、那賀川町の児童館を見せていただきまして、つくづく思ったことを申し上げておるわけでございますが、少子化の進行や核家族化の進展、ライフスタイルの多様化など、子供たちを取り巻く環境は大きく変化し、また地域の中でも子供たちが安全に遊べる場所が減少したことなどにより、最近の子供たちは、異年齢の子供同士や地域の人たちとのかかわりがなくなったと言われております。しかし、豊かな心は多くの人たちとのかかわりの中で生まれ育まれることから、地域の中で多くの人たちとのかかわり合いながら、子供たちが安心して遊ぶことができる場所の確保が重要な課題であります。

そこで、お尋ねしますが、田代地内にある児童館は昭和42年12月に建設され、設置以来、47年が経過しており、建物、設備などの老朽化が進み、また敷地も借地ということの中で、かねてより児童館整備事業が懸案事項となっておりました。町では、今後この児童館の整備について、どのようなお考えをお持ちなのか、お尋ねいたします。

また、幼児、小学生、中学生、一般、合計の区分での年間利用者数についてもお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（安田敏雄君） 9番 船橋義明議員の答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、船橋議員さんからの御質問で、まず児童館について、いわゆる年間の利用者数についてであります。25年度の場合であります。幼児が4,012人、小学生が2,192人、中学生が574人、一般、いわゆる保護者とか、祖父母とか、高校生以上の兄弟という意味でもありますが、一般が3,736人、合計1万514人の方が利用をされております。

そういう中で、今後の児童館の整備についての考え方ではありますが、これは議員も御承知だと思います。町では、昨年度、子ども・子育て会議を設置して、子育て支援事業の利用状況や、あるいは利用希望を把握するために、各家庭へのアンケート形式によってニーズ調査を実施させていただいて、その結果を踏まえて、現在、子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、子ども・子育て会議で検討を重ねていただいております。

この子ども・子育て支援事業計画というのは、町の次世代育成支援地域行動計画としても位置づけをしておりますので、児童館につきましては、子供の健全育成に関する事業として、いわゆる遊びの多様化などの現状を踏まえ、計画決定をしまいたいと思っております。

また、施設の整備については、御質問いただいたとおり、大変老朽化をしており、古い設備の施設であります。と同時に、その整備に関しては、現在の厳しい財政状況も踏まえて、中期財政計画はもとより、いわゆる公共施設の総合的な管理計画というのを策定する中で、議員の皆さんとも意見を聞きながら、児童館の建設については検討していきたいと思っております。

御質問があった児童館以外に、前の御質問にあったように給食センターや、あるいはいろいろな他の設備、御承知のように町民体育館、そして中央公民館、そしてまた火葬場、そしてまた松枝の南体育館等、いろいろ御質問や御要望をいただいている施設があります。これは、笠松町が今までの行政の歴史の中で40年から45年前に建設した建物ばかりでありますので、全ての建物が、私どもの50年たったこの時期にきちっと将来計画を立てて、進まなければならない大きな責務があると思います。その中に、給食センター、あるいは児童館というのは、やはり将来の地域を担う子供たちを育成する一番大きな原動力となる大事な設備でありますから、船橋議員が今御指摘いただいたような児童館に関しても、私どもはこれからの管理計画を策定する中で、重要な部分として位置づけをして考えていきたいと思っております。

[ 9 番議員挙手 ]

○議長（安田敏雄君） 船橋議員。

○9番（船橋義明君） 御答弁はごもっともだと思いますけれども、一般民家でも木造建築は昭和56年以前の建築物に対して耐震を行いなさいという指導があるわけでありましたが、42年という、ちょうど私の娘が42年生まれで、娘も耐震化かなと思っておるわけですが、そういう建物の中に年間1万人ぐらいの方が利用されておると。もし、この間、滑川町と防災協定を結んだことでありますけれども、やっぱり地震とか、非常に災害が怖い状態でありますね。そういう中で、耐震もやってなかった。あるいは建物が古くても、後回しにされておったということでは言いわけにならないと思います。人の命、もちろん食も大切でありますけれども、まずは命を守る必要があるんじゃないかと。町の管理者としてはそのあたりを十二分に考えていただいて、大体何年後につくるような計画ですよ。あるいは町長、半年しかあと任期がないもので、半年の間に立ち上げますというような答弁をもらえば一番ありがたいけれども、そのようにいかんと思いますので、そのあたり、もう少し具体的な形でもって御答弁をいただきたいなど。決して給食センターが先やとか後やとか、そういうことは申し上げませんが、まず命は大切でありますので、ぜひそれを踏まえて、また御答弁いただきたいと思っております。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 当然今言われたような問題もありますし、給食センターの場合は食という、これは命にもかかわる問題でもありますし、全てがやはり将来の子供たちを担う大きな問題であります。何回も申し上げますが、決して後ろ向きなことを言っておるわけではありませんが、やはり私ども、御承知のように、中期財政計画の中でこのことの2つを取り上げながら、

早速建設計画、あるいは補修計画についても具体的に検討していかなければならない時期になったということは間違いないと思いますから、早速そういう面においてもスピードを上げて、対応をこれからどうするのかということを検討してまいりたいと思っております。決して私の任期の半年間にやるとかやらないとかいう問題ではなくて、全ての施設がもうそういう中に入っていることでもありますから、皆さんの御意見や御指導をいただきながら、笠松町の将来を見据えて計画を立てていきたいと思っております。

[ 9 番議員挙手 ]

○議長（安田敏雄君） 船橋議員。

○9番（船橋義明君） 借地の件も言いましたが、年間約200万の借地料を払っておると。これ、47年間ずっと払ってきておったわけでありますが、かなりの金額になっておると思います。建築するについては、それは無理やと思いますけれども、今、あの場所、笠松町の土地が大分あると思いますけれども、上手にそれをお金にかえて、建設に持っていくとか、あるいは給食センターと同じような場所に両方つくるとか、土地がないということばかりも言っておられんと思いますけれども、適当な土地もあるような気がしますので、やっぱりこれからは児童館といえども、今の場所では父兄の駐車する場所もない。病院の駐車場を借りてやっておるようなことでありますので、それでは、やっぱりこれから子供を預かるについて、少しはそれも心に入れていかなきゃいかんと思いますけれども、そのあたりでもう少し具体的に答弁いただきたいと思っております。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の場所の問題やら、借地の問題やら、大変具体的にいろいろ御提示いただいて、あそこの場所やほかのことも踏まえた御意見、御質問もありましたので、大変いい御指摘をいただきましたので、そのことをこれからの事業計画の中に取り入れて進めていくことが大事だと思いますから、早速またそういう御意見や御指導をいただきながら対応を決めていきたいと思っております。

これ以上具体的なことはちょっとまだ申し上げられません。ただ、かなり具体的な今のような御意見をいただいた中で計画することだと思っておりますので。

[ 9 番議員挙手 ]

○議長（安田敏雄君） 船橋議員。

○9番（船橋義明君） かなり具体的なというふうに言われましたけれども、あんまり聞いておって、そんな具体的なことはないんですけれども、具体的な答弁と言われると、もう少し、例えば半年ではできんよと。あるいはもう1期間かかるよとか、そういうことが具体的な答弁じゃないかと思うんですけれども、そのうちにできるだろうというようなことではあかんです。計画したで、そのうちできるやろうということでは、四十何年たった建物でありますので、そ

のあたりもちょっと答弁ください。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 計画自体は、これからいろいろ御意見をいただいて進めていくことでありますから、建設自体は、やっぱり財政計画を立てなければなりませんから、何年間の間、5年、10年の間での話だと思います。そのことは議員の皆さんが笠松町の将来計画の中で御指導いただければ決まってくると思いますので、いつ計画をどういうふうにするかという具体的な打ち合わせ事項というのは、できるだけ早くやることが大事だと思いますので、そのことをこれからよく考えて、スタートできるように進めていきたいと思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 船橋議員。

○9番（船橋義明君） とんでもない話がありましたね。5年、10年と。47年たった建物を、この先、5年、10年という考え方というか、発言は不思議やと思いますけどね。そう思いませんか。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今申し上げたのは、児童館の問題だけではなくて、先ほど申し上げた児童館も給食センターも松枝南体育館も中央公民館も体育館も、そしてまた火葬場の改修の問題も含めた笠松町の財産としての中期計画であります。その中で、具体的に子供の命やいろんなことが直接かかわる児童館に対しては早くこういうふうにとやったらどうか、あるいは給食センターは、先方言われたように大事な要素として進めたらどうかということは、これはそういう計画の中でできるだけ早く着手できる問題だと思いますので、5年、10年というのは、六つ七つの施設をきちっとやり遂げるにはそれくらいのことがかかりますということで、児童館を5年、10年とは言っておりませんので、ぜひ御理解いただいて、早目にこれができるような体制づくりをぜひ議員の皆さんと一緒にやっていきたいと思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（安田敏雄君） 船橋議員。

○9番（船橋義明君） 何遍聞いても同じ答弁ばかりで、質問も一緒に申しわけないんだけど、やっぱりもう少し具体的に、例えば何年後にそういう計画ができるとか、何月ごろそういう計画ができるのかいう、もう少し具体的なものはありませんか。ただ、そのうち計画立てる、計画立てるだけでは無理やと思いますけれども。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 具体的に申し上げますと、今、私が言っていた、私どものいろんな施設の管理計画をきちっと立てるのは、来年度の間にきちっと整理をして進めていくことが第一歩でありますから、具体的に言えば、来年度でそういう管理計画を立てていきたいということを

思っておりますので、これも膨大な、やっぱり土地の問題もあり、お金の問題もあり、場所の問題もあり、いろいろありますから、そういうことを整理した中での計画を来年度には皆さんと一緒に立ってたいというのが具体的な今の流れだと思います。

[9番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 船橋議員。

○9番（船橋義明君） 全てわかって言っておるんですけども、来年度、平成27年度ですね。町長、6カ月間しか任期がありません。その間で計画できますか、そういうことが。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 来年度でありますから、27年度いっぱいではありますが、行政は継続していますから、私じゃなくても、笠松町の行政は一つの継続の中での位置づけでありますから、御心配ないように、進められるんじゃないかと思っております。私がやれる範囲内では全力投球でやらせていただきますので、御協力をいただければありがたいと思っております。

[9番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 船橋議員。

○9番（船橋義明君） 何遍でも同じことを申し上げますけれども、何とか町長、元気な間に立派にテープカットをなさると、余計広江町長の信頼が上がると思っていますので、ぜひそのあたりを考えて、もう一遍お願いします。

○議長（安田敏雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 大変ありがたい御質問であり、激励だと思います。そのことも踏まえて、これからの対応づくりに対しては一生懸命任期の間、やれることはしっかりやりながら、その後のことはまたその後のことで、町の体制づくりをしていきたいと思っております。ぜひ御理解と御協力をいただきますようお願いを申し上げたいと思っております。

[9番議員挙手]

○議長（安田敏雄君） 船橋議員。

○9番（船橋義明君） 大体わかるような気がしますけれども、町長が長いといかんとかなんとかという話が時々出てきますけれども、今、滑川町の町長さんもまだ4期目が承認されたばかりで、いろいろそういう長くやって、安定した行政をやっていくというのが一番大事なことじゃないかなということを思っております。また、その辺も十分踏まえて、御決断願いたいと思っております。終わります。ありがとうございました。

○議長（安田敏雄君） お諮りいたします。一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 2 時52分

